

いじめ防止基本方針

島根県立石見養護学校

令和7年4月1日

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。」ということも忘れてはなりません。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に取り組むにあたっては、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、児童生徒一人一人の自尊感情や人権感覚を培い、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切です。

いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。

2 いじめの防止等のための組織の設置

いじめの問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップをもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取り組みを行います。

本校においては、いじめの問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ防止委員会」及び「いじめ対策委員会」を設置しています。これらの委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。また、組織が有効に機能しているかについては、点検・評価を行っています。

（1）いじめ防止委員会

本校の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、いじめを未然に防止して早期に発見し、支援・援助することを目的としています。

【いじめ防止委員会 委員】

校長、教頭、各学部主事、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、
寄宿舎指導員長、養護教諭、人権教育主任

(2) いじめ対策委員会

本校の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、いじめを認知した場合のいじめ解決を目的としています。

【いじめ対策委員会 委員】

校長、教頭、各学部主事、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、 養護教諭、人権教育主任

(3) いじめの防止及び対策に向けての年間計画

別紙

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

①いじめ防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいきます。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた上で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていきます。

また、こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数等で検証したりして、どのような改善を行うか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続していきます。

ア) いじめについての共通理解

- ・研修会や職員会等を通じ、全教職員が平素からいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について周知・共通理解を図ります。

イ) 児童生徒について教職員間の情報の共有

- ・学年会、学部会及び職員会議等において、気になる児童生徒について情報（児童生徒の実態、指導方針、配慮事項等）を共有します。

ウ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動の推進による児童生徒の社会性を育む教育に取り組めます。

エ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ いじめ加害の背景には、学習活動や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。また学級や学年、部活動等での人間関係を考慮して一人一人が活躍できる集団づくりに努めていきます。

オ) 教職員の言動、認識の留意

- ・ 教職員の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方については細心の注意を払います。

カ) 自己有用感や自己肯定感を育む授業

- ・ すべての児童生徒が「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる「自己有用感、自己肯定感」が高められる活動の場づくりに努めていきます。

キ) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・ 児童生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、防止を訴えるような取組を推進しています（児童生徒会活動等との連携）。

ク) 教育相談の充実

- ・ 学級担任との定期的な面談を実施する。児童生徒の実態に応じてはスクールカウンセラー、または教育相談コーディネーターまたは関係性の深い教師との面談を実施していきます。

ケ) 情報モラル教育の充実

- ・ 通信機器を通じて、相手の気持ちを傷つけたり、苦しめたりすることのないよう、授業の中にモラル教育を取り入れ、正しいルールやマナーに基づいた活用方法が身につくよう努める。また外部講師における「情報モラル教室」を実施します。

コ) 心の居場所づくり

- ・ 児童生徒が安心できる。自己存在感や充実感を感じられる場所づくりを推進していきます。

サ) 絆づくりの場の充実

- ・ 主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒が自ら「絆」を感じ取り紡いでいけるような環境を充実させていきます。

シ) 保護者・地域との連携。

- ・ 定期的な授業公開日の開催、学校行事における保護者または地域関係者の来校による児童生徒の理解、交流の場を設定します。
- ・ 所轄警察署と連携をし、警察職員等によるいじめの防止を主眼とした非行防止

に向けた取組を推進します。

(2) いじめの早期発見

①いじめの早期発見に対する基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提です。そのため、保護者や教師をはじめとする大人は、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

②いじめの早期発見のための取り組み

ア) 児童生徒について教職員間の情報の共有

- ・学年会、学部会及び職員会等において、気になる児童生徒について情報（懸念事項、児童生徒の実態、互いの児童生徒の関係性、配慮事項等）を共有します。

イ) 児童生徒のささいな様子や変化に目を配る

- ・学習活動中、また休み時間や放課後の児童生徒の会話や行動に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等を通じて児童生徒の心の動きや変化に気を配ったりしながら、いじめやいじめに繋がる言動がないか観察します。

ウ) 学校生活についてのアンケート調査の実施

- ・学期ごとに学校生活についてのアンケート調査を実施し、児童生徒がいじめを訴えることの可能な機会を設定します。＊年3回実施
- ・アンケート結果によりいじめが発覚した場合は「いじめ対策委員会」に報告し、その後の対応を検討します。

エ) 定期的な教育相談の実施

- ・学級担任との定期的な面談を実施する。児童生徒の状況に応じてはスクールカウンセラー、または教育相談コーディネーターまたは関係性の深い教師との面談を実施します。

オ) 家庭との連携

- ・連絡帳や家庭訪問等で家庭での児童生徒の様子の変化に目を配ったり、家庭からの児童生徒に関しての相談の中で、いじめに繋がる事案がないか気を配ったりします。

(3) いじめへの対処

①いじめへの対処に対する基本的な考え方

いじめがあることが認知された場合は、また、疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応します。

また家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていきます。

②いじめ事案に対する取り組み

ア) いじめに対する組織的な対応及び指導

- ・発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。
- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守り通すようにします。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導します。

イ) いじめを発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめ行為、またいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・いじめが犯罪行為として認められる時は、警察と相談して対処します。なお、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

ウ) いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

- ・当該児童生徒から事実関係の聴取を行います。その後速やかに保護者に事実関係を伝え、また今後の対応について情報共有を行います。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、医療機関、福祉関係者、弁護士、警察等、外部専門家の協力を得ながら継続的な支援を行います。

エ) いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行います。
- ・いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解できるようにし、自らの行為の責任を自覚できるようにする。必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含めた対応を行います。
- ・必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、警察等関係機関と連携しながら指導をします。

オ) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめの加害児童生徒や被害児童生徒だけでなく、いじめを傍観している児童生徒に対しても、自分の問題として捉え、いじめを止める、またいじめを止めることができない場合は、周囲の大人に知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてる等、同調していた児童生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解できるようにします。

カ) インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の措置をとります。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図ります。

(4) その他の留意事項

①組織的な体制整備

- ・いじめへの対応については、学校に置かれたいじめの防止等の対策のための組織を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組みます。

②校内研修の充実

- ・教職員のいじめの問題等に関する共通理解を図るため、教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施します。

③学校相互間の連携体制の整備

- ・いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行います。

④地域や家庭の連携及び保護者への支援

- ・いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努めます。

⑤特に配慮が必要な児童生徒への対応

- ・児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施します。

(5) 重大事態への対応

①重大事態とは

ア) 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合

イ) 児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

※児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

②重大事態時の報告・調査協力

- ・ 学校が重大事態と判断した場合、その旨をすみやかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力します。

③国が示しているガイドラインに沿った対応の実施

県教育委員会の指導のもと、次にあげる対応等を実施します。

- ・ 重大事態の調査組織の設置
- ・ 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- ・ 事実関係を明確にする調査の実施
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供
- ・ 調査結果の報告

附則 この方針は令和 7 年 4 月 1 日施行とする。